



木曾中学校だより

2023年度—4月号—

令和5年4月10日発行
町田市立木曾中学校



校長 梶野 明信

Tel. (042) 792-3081

Fax. (042) 791-5984

2023年度のスタートにあたって

校長 梶野 明信

校庭の木々が一斉に芽吹き、桜の花びらが美しく舞っています。校庭の花壇には、子供たちの新しい門出を祝ってくれているかのように色とりどりの花が咲き出しました。いよいよ令和3年度の希望に満ちた新学期が始まります。お子様のご入学、ご進級おめでとうございます。今年度は、96名の1年生を迎え、全校で308名の生徒で、スタートします。

さて、1年生の保護者の皆様、あらためて、お子様のご入学、誠におめでとうございます。入学式での新入生の姿は、とても初々しく、中学校の標準服がまだ落ち着かないかのようにも感じました。でも、お子様のそのような姿をご覧になり、お子様のさらなる成長に大きな期待を寄せられていることと思います。中学生の時期は、お子様の心と体の変化が大きく、親としていろいろ悩み、また、戸惑いも生じる時だと思えます。そういう時は、学校と一緒に、考えていきましょう。学校には、担任や学年の教員、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職とおります。思春期で難しいと言われる中学生という時期。お子様の豊かな成長に向けて、共に連携して取り組んでいきましょう。また、2年生、3年生の保護者の皆様、昨年度に引き続きまして、今年度も何卒よろしくお願ひします。2年生、3年生は、これからの木曾中学校を引っ張っていく存在として、一層の頑張りを期待します。そして、中学校3年間を通して、一回りも二回りも大きくなっていくことを期待しています。そのために、われわれ教職員も、一丸となって、お子様の指導、支援を行っていきます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日以降、5類に引き下げられ、学校の教育活動においても、これまで制限されていたことが、その制限が緩和されていく流れとなります。まだまだ油断はできませんが、これまでもどうすればできるかを考えて活動を続けてきました。コロナ禍依然と全く同じようにはいきませんが、それでも、以前のような教育活動ができ、生徒たちの笑顔があふれる学校でありたいものです。これからも感染防止対策は講じていきますが、いろいろなことが個人の判断にゆだねられてくると思えます。学校としてお願いしなくてはならないことについてはご理解とご協力をいただき、それぞれのご家庭でもいろいろ話し合っていたきたいと思います。生徒一人一人が自ら考えて行動できるように進めていきます。

本校は小さい規模の学校です。したがって、学習指導も生活指導も、すべての教員が学年を越えて指導に当たります。中学生という時期は、いろいろな課題にもぶつかり、生徒同士のトラブルも起こります。時に厳しく、時に温かく生徒指導を行ってまいります。学校は学びの場所です。学力も大事ですし、人として生きていく上で大切にしたいことも学ぶ場だと考えています。また、学校は、集団生活の場であり、これから社会に出ていく生徒にとって、集団の中での成長について学んでいくことにもなります。一定の約束、ルールはみんなが守って初めて集団が円滑に動いていくものです。生徒が中学生として成長していくために、教職員は一丸となって指導に当たってまいります。

最後に、今年度、12人の教職員が本校を去り、新たに9名を迎えました。まだ確定していない部分もありますが、決まり次第お知らせいたします。

子供たちの健やかな成長には、保護者、地域の皆様のお力添えは、なくてはならないものです。教職員一同力を合わせ、子供たちの教育活動に全力で取り組んでまいります。保護者、地域の皆様には、本校の心強きサポーターとして、今年度もより一層のご支援、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひします。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、5類相当となります。都や市からの通知では、学校生活でのマスクの着用は原則必要なしとなります。ただ、公共交通機関の利用や高齢者施設等へ訪問する時には着用する必要があります。また、教育活動においても、場面によっては着用を促すことがあります。

★5月7日までの対応

- ・引き続き、毎朝検温し、健康カードに記録して、保護者が確認の印を押してください。
- ・体調が悪い、熱っぽい等のような風邪の症状がある場合は、無理をしないようにしてください。
- ・マスクは着用しなくても、必ず持たせてください。

【生徒へ必要な配慮がある場合について】

学校生活において、学習に関すること、アレルギーに関すること、携帯電話の持込みや標準服に関すること等、不安なことや配慮してほしいことなどがございましたら、学校まで速やかにご相談ください。

アレルギーに関しては、学校生活管理指導表の提出にまで至らない場合で配慮を必要とする時は、担任や養護教諭にご相談ください。なお、携帯電話の持ち込みに関しては、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、部活動の大会参加時も含め学校への携帯電話の持込みは原則禁止ですが、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合やその他やむを得ない事情がある場合は、学校にご相談ください。また、標準服に関しても、着用に関して不安なことや特段の配慮が必要なことがある場合には、学校にご相談ください。